

畜舎に関する規制の見直しについて

(畜舎における消防法に基づく規制についての調査結果)

2021年1月
農林水産省

1. 調査の概要

【目的】

畜舎の消防法に基づく消防設備について、各地域の規制の実態を把握するため調査を行った。

【調査対象】

農林水産補助事業（畜産クラスター事業）により畜舎等を整備した事業者（畜産農家等）のうち、建築面積が1,000㎡以上の畜舎を整備した者より、都道府県・畜種を考慮し抽出。

【調査方法】

畜舎等の設計を行なった建築士に調査票（消防法に基づく設備基準の緩和有無）を送付、回答後に回収・集計を行った。

調査対象：127事業者

回答数：100事業者

2. 消防法に基づく主な設備の基準

設備の種類	設備の詳細	設置に関する主な基準
消火設備	消火器及び簡易消火用具	<ul style="list-style-type: none">・ 床面積が300㎡以上のものは設置が必要・ 消火器は歩行距離20m以下ごとに設置。設置本数は消火能力と床面積によって決まる
	屋内消火栓設備	<ul style="list-style-type: none">・ 床面積が1,000㎡以上のものは設置が必要
	屋外消火栓設備	<ul style="list-style-type: none">・ 床面積が3,000㎡以上のものは設置が必要
警報設備	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none">・ 床面積が1,000㎡以上のものは設置が必要
	漏電火災報知器	<ul style="list-style-type: none">・ 床面積が1,000㎡以上のもの、又は契約電流容量が50A以上のものは設置が必要
消防用水	防火水槽またはこれに代わる貯水池等	<ul style="list-style-type: none">・ 敷地面積20,000㎡以上かつ床面積が5,000㎡以上のものは設置が必要（同一敷地内に畜舎が複数ある場合は合算）・ 有効水量が定められているが、流水を利用できる場合にはこれを水量に換算することができる

3. 調査(回答)数

調査事業体数 100

都道府県	調査対象事業体数	酪農	肉用牛繁殖	肉用牛肥育	畜種 肉用牛 繁殖肥育一貫	養豚	採卵鶏	ブロイラー
北海道	9	8				1		
青森								
岩手	10	3		1	2	3		1
宮城	2	2						
秋田	8	1	2	1	1	1	2	
山形	8	1		1	1	4		1
福島								
茨城	3	1			1	1		
栃木	1					1		
群馬	1					1		
埼玉								
千葉	3	1				2		
神奈川								
新潟	1		1					
富山								
石川	4		1	3				
山梨								
長野	3	3						
岐阜								
静岡								
愛知	1					1		
三重	1				1			
滋賀								
京都	2		1				1	
兵庫	2	2						
奈良								
鳥取	5	4			1			
島根								
岡山	2	2						
広島								
山口	3					2	1	
香川								
高知	1				1			
福岡	1	1						
佐賀	3				2			1
長崎	4	1		1	1	1		
熊本	3				1	1	1	
大分	3			2	1			
宮崎	8	2	3			1		2
鹿児島	8	1	1		2	1	2	1
沖縄								
全国計	100	33	9	9	15	21	7	6

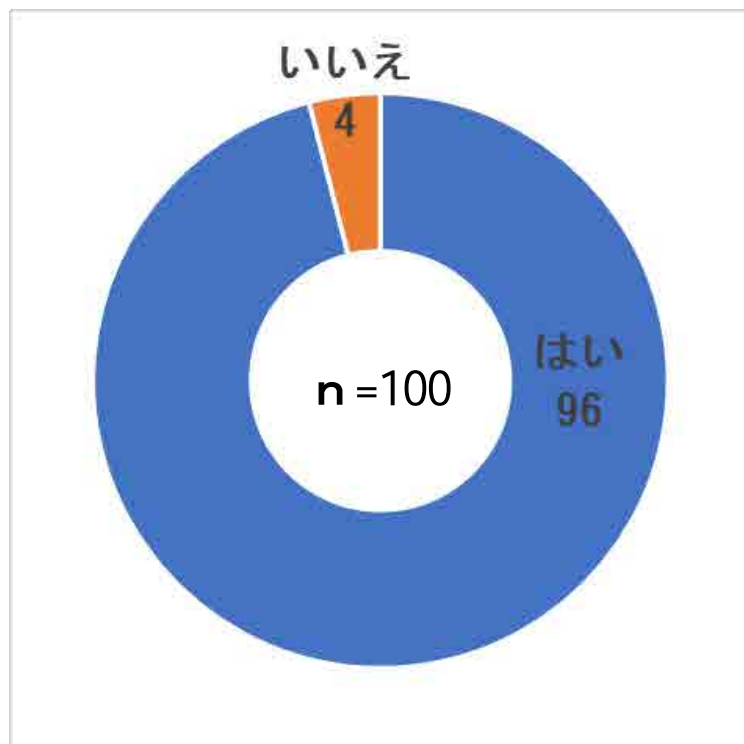
4. 調査結果①

【調査結果】

- 今回調査において、消防法令の何らかの基準緩和を認められている畜舎が9割以上
- 緩和の根拠は、「消防法施行令第32条」の規定に基づく特例措置（「消防予第229号（昭和54年）通知」「消防予第179号（昭和53年）」による消防用設備設置免除）

消防法令基準の緩和

（問）消防署などから畜舎の消防設備等について消防法令の基準からの緩和が認められましたか。



認められなかった理由

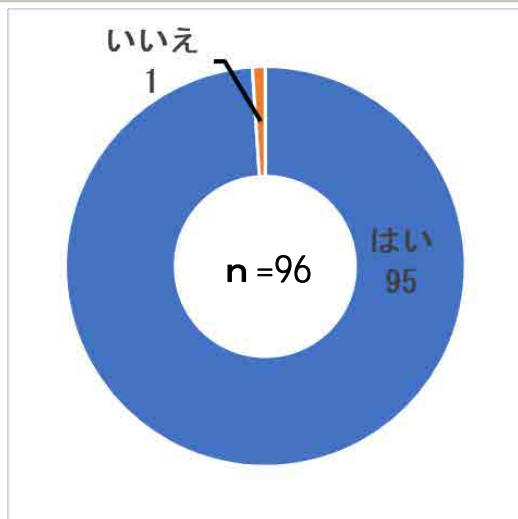
- ・ 特に消防より緩和の指導はなかった
（岩手県・肉用牛肥育・1,069㎡）
- ・ ウインドレスシステムを採用しているため、無窓階と判定された
（秋田県・採卵鶏・1,800㎡）

4. 調査結果②

屋内消火栓

(床面積1,000㎡以上が対象)

(問) 屋内消火栓を設置しなくて済みましたか。



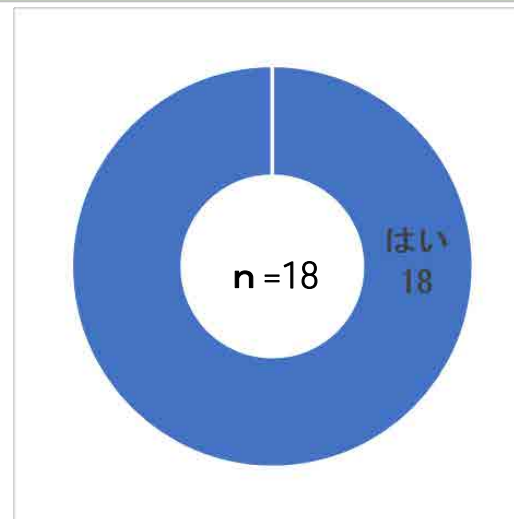
認められた理由

- ・ 消防法施行令第32条の特例措置、通知
- ・ 畜舎としての利用である。避難経路が2方向確保されているため
- ・ 用途が畜舎であり、火気使用等はなく火災発生の危険がないこと、また関係者以外立入り禁止としていること、関係者は消防訓練等を実施して防火に努めているため

屋外消火栓

(床面積3,000㎡以上が対象)

(問) 屋外消火栓を設置しなくて済みましたか。



認められた理由

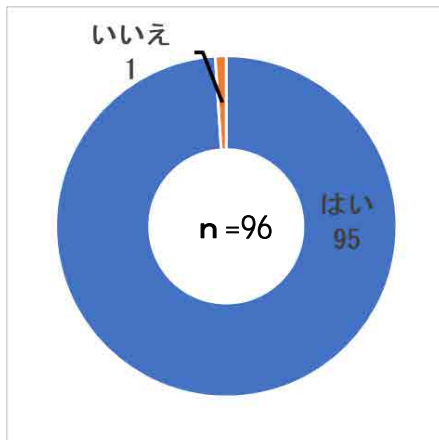
- ・ 消防法施行令第32条の特例措置、通知
- ・ 周囲が農地で、住宅地からの距離、牛舎間の距離が確保されているため
- ・ 周囲に十分な空地を有し、出火した場合他への延焼の恐れが少ないため

4. 調査結果③

自動火災報知機（漏電火災報知器）

（床面積1,000㎡以上が対象）

（問）自動火災報知機（漏電火災報知器）を設置しなくて済みましたか。



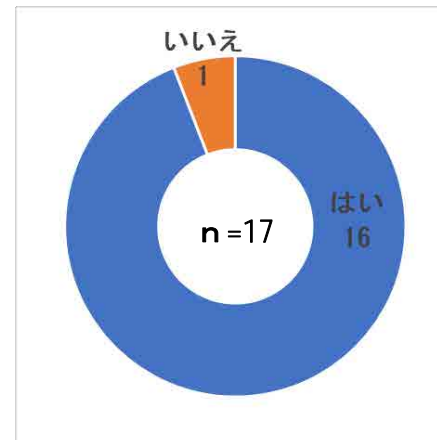
認められた理由

- ・ 消防法施行令第32条の特例措置、通知
- ・ 畜舎が不燃材料で造られ、周囲の建物とは十分距離が保有され、延焼の恐れがないため
- ・ 不特定多数の人が出入りしないため
- ・ 社内用携帯電話で連絡可のため

防火水槽（消防用水）

（敷地面積20,000㎡以上かつ床面積5,000㎡以上が対象）

（問）防火水槽（消防用水）を設置しなくて済みましたか。



認められた理由

- ・ 消防法施行令第32条の特例措置、通知
- ・ 受水槽、貯水槽、汚水処理水を消火用水として利用可能なため
- ・ 近くに川があるため

消防法（昭和23年7月24日法律第186号） 抜粋

第17条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

2・3 （略）

消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号） 抜粋

第3節 設置及び維持の技術上の基準

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

○牛舎等に対する消防用設備の設置につ

いて

(昭54.11.27 消防予第229号
消防庁予防救急課長から
静岡県消防防災課長あて回答)

〔昭55.7.18 消防予第142号「9」〕

問 このことについて、家畜の飼育という特殊な形態であるために消防用設備をどのように設置すべきか、ご教示願います。

なお、建築物の形態等については下記のとおり。

記

建築物の形態等

- 1 鉄骨造、2階建延べ面積1,446㎡である。
- 2 屋根は、大波スレート葺、外壁は小波スレートで仕上げる。
- 3 1階部分(地上3m)は、全面開放で家畜の飼育に使用、2階部分は全面スレート張りで飼料の藁を収納する。
- 4 和牛125頭を飼育し、牛舎の周囲の状況は、環境衛生上充分考慮され、田園に続いて山が連なるところの山間いであり、住居等の建物とは火災予防上十分な距離が保有されている。
- 5 所有者は個人で、作業員は2名程度である。

答 設問の防火対象物は、消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(15)項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、設問の場合令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

○同 前

(昭53.9.9 消防予第179号(3)
予防救急課長から
各都道府県消防主管部長あて)

〔鶏舎の取扱いについて〕

問(2) 次のような形態の鶏舎に対する消防用設備等の設置はどうか。

- ア 木造平屋建延べ面積は3,000㎡である。
- イ 屋根及び壁は波型トタンで仕上げる。
- ウ 窓はビニールで張る。
- エ 建築物内部には照明設備が設けられるが、過電流しや断器を設置する。
- オ 所有は農協で、作業するものは4名程度である。

答 設問の防火対象物は令別表第1(15)項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、当該防火対象物の位置が、周囲に十分な空地を保有する等出火した場合への延焼のおそれが少ないと認められるものにあつては、令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。